臺灣日日新報 第一万三千七百九 昭和十三年八月十八日（木曜日） （第二版）
臺灣新民報 夕刊 昭和一一年五月九日第三種郵便物認可
八月十七日 夕刊定価一部二錢
編輯兼發行人 佐々木 貞 臺北市千代田町四丁目廿二番地
發行所 臺北市日新報社 電話（三）番 臺中支局 臺南支局 高雄出張所 花蓮港出張所 大阪支局 東京支局
基隆出張所 臺中市榮町一丁目 臺南市本町二丁目 高雄市入船町 大阪市西區阿波座上通一丁目 東京市芝區櫻田本郷町

臺灣新民報 夕刊

酒界之王 蒲正宗

又も武漢大空襲
我海軍航空隊の精銳

【上海十六日發同盟】十六日朝陸上部隊の武漢攻撃は正午過ぎ父々や武漢三鎭の上空にその勇姿をあらはせり、これが爆撃に先ち陸軍機の協同偵察機は午前六時半頃より武漢三鎭の上空に飛来し、敵の高射砲陣地の位置、敵軍の配備狀況等を偵察し、これが爆撃に備へたり

【上海十七日發同盟】陸軍當局發表――十六日朝陸軍少佐の指揮する海軍航空隊の爆撃機

雲霞の如き敵兵に 白兵戰の體當り奪還戰

死闘四日間の 張鼓峰の奪り

【〇〇十六日發本社特電】今次事變の中心は何と云つても張鼓峰の攻防戰にあつた、熾烈なる關鍵の張鼓峰を渡河した下村聯少佐及び七月卅一日未明山頂を奪還して以來雲霞の如き敵大軍を引受け孤立無援に陷り乍らよく山頂を死守してソ軍をして一指をも染めしめなかつた伊藤部大尉以下の決死に戰闘經過を語つた

三十一日未明張鼓峰を奪還してから四日間と云ふものは干戰萬闘と云ふ言葉を以てするも尚足りない程の激戰であつた、敵は山頂から我の陣地に對し間斷なく猛烈な砲撃を加へて來るし、我が軍は相當苦戰であつたが部下は一同死なかつた、殊に夜間の襲撃に對しては全員寢ずに警戒に當つたが、ソ軍側は張鼓峰だけは奪取せねばならぬと主力を此處に集中して來たので、極めて少數の我が軍は相當苦戰であつたが部下は一同死なかつた、殊に夜間の襲撃に對しては全員寢ずに警戒に當つたが、ソ軍側は張鼓峰だけは奪取せねばならぬと主力を此處に集中して來たので、極めて少數の我が軍は相當苦戰であつたが

泥水 だけで通し日中は朝から敵の砲撃を受けるので全員疲れ果て居たが、ソ軍側は張鼓峰だけは奪取せねばならぬと主力を此處に集中して來たので、極めて少數の我が軍は相當苦戰であつたが

砲撃 で猛烈に此方を射ちながら突撃を繰返して迫り來るので兵合を見圖らつて『よしソ』と

思つた時乘り出せば大抵敵襲する事が出來た、中には敵ながら勇敢な兵もあつたが、之も白兵戰になると日本兵には全くかなはなかつた、實際敵の撤退も大部分は接近した時に投げる手榴彈と白兵戰の威嚇に依つてゐる、敵し此方にも死傷者が相當出た、此の死者さには不平素から親しくしてゐた自分達が

つた時と思つてゐる、今回の事件ではソ軍は張鼓峰に全力を集中し歩兵の力を極く抜つた程であつたが日本軍の精神力の前には功を奏さなかつた、結局半島の爭奪戰が戰略上の魂の問題であつたと云ふ事が伺つた

八・一三を迎へた上海

寫眞上、陣歿並に殉難者の英靈に新支那建設を誓ふ盛大な慰靈祭（十三日中部小學校にて）下は思出の八・一三を迎へて反蔣デモ行進（滬山碼頭）

日華文化の提携へ

廿九日その協議會設立

【北京十六日發同盟】日支兩國間の文化的提携強化を目指して新たに日華文化協議會が設立される事となり來る二十九日本學界の第一線を網羅する日本側代表が北京に到着するが、これに先立ち王敬齋、湯爾和兩氏以下十五名の支那側代表者は十六日夜同盟通信社に會合、外交百四百餘の文化的提携強化方針を協議した

本島人家庭から 名譽の應召者

臺北・陳家の次男

本島人家庭から現役軍人が出たと云ふ珍らしい話――原籍臺南縣善化鎭

臺北市大龍峒宇都宮師團外科醫院長田外科醫長は最近の進歩した外科は戰傷の手當の關係上の外科的處置に非常な効果を擧げてゐる、傷兵收容に際しても十二指腸潰瘍の外科的處置に非常な効果を擧げてゐる、傷兵收容に際しても十二指腸潰瘍の外科的處置に非常な効果を擧げてゐる、傷兵收容に際しても

胃癌患者に吉報

電氣メスで切開治療

臺大附屬醫院に新設備なる

臺北帝大醫學部附屬醫院外科では最近の進歩した外科は戰傷の手當の關係上の外科的處置に非常な効果を擧げてゐる、傷兵收容に際しても

文部省の親心

東大と對峙中に田中助教授を勅任教授に

演劇界に大旋風起る

事變下で演劇は不振 歌舞伎も影を潜む 松竹は冗員淘汰と減俸

酷暑の再來

南方の熱波本島へ

八月に入り南方より北上して來たが、今年の暑さは例年に比べて非常に暑く、殊に七月中旬より八月上旬にかけては連日攝氏九十度（華氏）にも達し永い夏の暑さを忘れた臺北市民を久方ぶりに苦しめた暑さの再來である

蠣殻町の合百師

きのふ一齊に檢擧さる

僧衣の裾蹴つて 報國の托鉢

お坊さん街頭へ乘出す

内臺定期航路

九月末迄のダイヤ決まる

中風・高血壓・神經痛は 血の濁りが原因

血液を淨化して 循環を良くすれば 治る

漫畫の善惡は お子樣方の敎育上 重大影響があります

年々增加する 異常兒の保護

全國に約四十萬と推定

厚生省社會局長　伊藤清

(世)の中には、先天的又は後天的の原因が七%が他所兒、二九・九%が發育者といふことです。その他、公園のベンチやガード下に蹲る浮浪者、無銭飲食者、風癲病の中にも、多數のパーセンテージを示して居り、特に婦人については、發作婦人の中の大半がこの精神的缺陷者であることなど、社會惡と呼ばれるものを構成してゐるものの中に、これら精神缺陷者が多數を占めてゐることは爭はしい事實です。

×

(又)一方、畸形、不具者はどれだけかといふと、人口千人に付三・四九で、小學兒童の中で男兒七・八二、女兒七・八四（以上東京市）となつてゐると申します。畸形兒、不具兒に多いのは、耳、唖で、それについで腦發作小兒麻痺、脳膜炎、結核性腹膜炎、先天性股關節脱臼等によつて股關節に缺陷を生じたものが多い

(外)國に於けるかかる不幸な兒童の保護施設をみると、ドイツに於ては、八十以上のクリュッペル・ハイム（不具者の家）四十の救濟所、相談所があり、全ドイツに不具者のために一万のベットがあるといひ、又米国に於ける保護施設は、畸形兒施設四四、治療兼保護施設一七二、保護院二八、兒童施設三五もあり政府では一年間二百五十万弗の費用をかけてゐると云ひます。

(又)英國では收容施設二百七十四ヶ所、特殊學校百七十四あり、いづれも不幸な兒童に滿かい手を差しのべて保護と養育に努めてゐるのであります。それで、我國に於てもこれら諸外國の施設は立法の參考にして、最も理想的な保護施設を設けたいと思ひます。

(然)し、これ等兒童の發生は學齢にある者だけについてみても、右の四十万の畸兒の外に、學齢兒約五十万といはれしかも年々增加の傾向があり、その社會的缺陷の莫大なことは申すまでもないことで、我國の國民たるこれら兒童に對して、國家の愛によつて保護を加へることは人道上からは勿論のこと、經濟の人的資源の確保、または犯罪の防止、父母の精神的、物質的負擔を減じ國民生活の安定といふ點から必要なことでせう。

×

(東)京市敎育局兒童の調査によると、全國小學校兒童九百六十二万四百五十九人の中、白痴あるひは癡愚の者が二十万七千五百九十九人と數へその中男兒が十二万、女兒が八万となつてゐます。又昭和十年の國勢調査で、內地全國民の中に約百五十万、中男子が七十八万、女が七十二万人の多數に上つてゐます。

(こ)れら多數を占める缺陷兒者の社會的な施設はどうか？といひますと、現在收容施設に收容されて、又全國の敎化院に收容されてゐるのは僅かに二千人餘に過ぎません。

(答)　可哀さうに、世の親さんは未だ深い父母の愛に抱かれて小鳥の樣に伸々と我が世の春を謳歌してゐる年頃なのに早くも因緣淺き家庭の人となり孤獨の悲哀に心を暗くして暮さなければならぬとは何とも御同情に堪へません。といふ風に一應申上げるもののそれは甘い御考らしい。近視眼的な感情に過ぎません。兒は決してこんな間柄の言葉に甘へてはならないのです。長い人生と廣い修養といふ方から考へれば「世間の人樣から疎まれてゐる」のが養女の本當の教化です。人間の眞の幸福、淚をも盡させぬ喜びといふものは實にこれらの缺陷兒童に對してのほかはないのであります。冬の後には春が來るにきまつてゐます大きな幸福は必ず大きな苦勞修行を通して訪れるのです。貰ひ女は女と生れた苦勞でもあきらめるのでない仕合せ、この街道に那ろかられた方と信じます、世の中といふもの人生といふもの多樣、廣く、闊い

江戸桃花陣 (117)

（第十八回）

海音寺潮五郎作
富永謙太郎畫

熊狩（上）

話は少し前に遡る。

関東兵隊が暗い夜空の下で、首に投縄を巻まれて眼眩してる頃、白山下の近代的建築の最高級の紳士連の御宅の裏庭への砂利の入口になってる家に一挺の駕籠がついた。

この駕籠のつくのを待ってたのであらう、駕籠が門を入るや否や、自ら手燭を携へて、関屋は玄関に出て来た。

「首尾は？」

声つぼい草を分けてしと〳〵と声つぎこんで来る駕籠を手燭の灯影に透かし見ながら関屋は低い声で言ふ。

「おつしの仕掛できア、ぬかりのありつこがねえやうざんせんか」

さう答へて、駕籠舁から、灯のさす中に出て来たのは三十前だらう三五郎は、駕籠舁を指図して、裏の土間まで担ぎこませて、駕籠の垂れをはぐつた。

「御入の酒り」

駕籠の必要もあるまい。駕籠の中に入つてるのは、熊狩りに陥つてる熊である。青白い顔、眼がゆるんで頼いた様、一目には熊が納えてるのではないかと思はれるほど細い細い眼鏡——鼻に落ちる程い髭毛の陰が、手燭の灯のゆらめきにつれて揺れた。

ちつと見つめてから、にやりと関屋は笑つた。

「誰うたな、やはり」

「まさかの時の用心につかひやした。さすがは和尚殺りの腕り前、あらたかなもので、さんざんだ。一度か二度、ぱた〳〵とわがきなされたと思ふと、もうこの酒り、まるで他愛はござんせん」

三五郎は、さう言ひながら、駕籠の前棒に手を入れて、すつ〳〵と抱へ出した。それを見ると、恐らく、それほどのことにさへ、物好きずきにられたいのであらう関屋は目を変へて、手燭をそこに置くと、いきなり足袋だけのまま土間に飛び下りて、手荒く三五郎をつきのけて、月分で駕へと抱へ上げて、さつさと奥へ運んで行つた。

貧弱な体りにかかやいてまたきもせず見つめてる相手の眼を見ながら、関屋は言つたが、その言葉が終るや否や、寝物にをどりかかる盗賊のやうに三五郎は金につかみかかつてゐた。

「それでいいであらう。いつなりとも、勝手のよい時に削取つてくれ。大儀であつた」

言ひすてて、関屋は、もうふり返りもせず、隣の座敷の入口の押入に入つてぴつたりと戸をしめ切つた。

海外映畫短信

△パ社が映画化権を獲得した「愚の中休み」はエドウィン・L・マリン監督ロバート・ヤング、ヴァージニア・ブルース主演で五日間撮影が開始される

△サミュエル・ゴールドウィン・プロではグイリー・クーパーの主演作品としてウキリアム・ランキン、ハワード・エスタブルック共同執筆になるオリヂナル物語「第七騎兵隊」を製作する事になつた、彼はウエストポイント陸軍大学のカスター将軍に扮して陸軍大学のカスター将軍に扮して陸軍大学のロケーションに出発する、同映画

頓智大學問答

問　博士どん詰まり、角力には東から西と東とがあるが、何故南と北とが無いのであらうかと角力にでも聞きに行きますかハツハハ……

答　馬鹿を言つちやいかん！行司に聞きに行つて博士が東西に居て、お客が南に来たら（南に北）から、それで東西を呼んで、南に北は云はんのかや。

問　「お祭り」と云ふのを此の間の朝刊紙で引いて食料品を買つて騒つた、何だか賞たら半分上げようね。

答　「お祭り」と云ふ語は元来踊つたのは、踊りやら、踊りたくちもダシが出るのやよ

問　文化の未だ発達せざる以前は如何なるナニナニ野蛮部落でも、そんなことでは絶対に国を亡ぼす事はせざる筈だが、子孫が大きくなれば、ブン殴になる。或る外国の頭文字とその国の英雄の頭文字とを合せると、小さい動物の名になりまする。さあ、それは何でせう。

答　これには二通りの答へがあるが一つはアメリカのリンカーンのことで、アリとなる。今一つはフランスのナポレオンでフナとなる。

問　一人の子供がアツといふ間に自動車にひかれさうになつた、ところがそれを通りかかつた彼女の前日記者夫が勇ましくもその子を助けた話へ「英国は一定の儀礼の下に於ては佛蘭を援助するであらう」と言明されてゐるが、同じく同盟中の英仏ハインリッヒ公の言葉に依ると、ジョージ五世は裏面に於ては武国の本国政府発表（六月廿六日）によると「英露は仏ソ公に対しその前日中立政策をとると言明した」とあり、不思議にも思はれ、駐露仏国大使ルイ・ノルマンス氏がソヴィエト外相リトヴィノフ氏と会見した際、ソヴィエト外相は英国の最後の態度に不満を表明してゐたので、テルヒッツ海軍武官

臺灣日日新報
本日夕刊共十二頁
昭和十三年八月十八日（木曜日）
臺灣日日新報
第一五二七七九八號
（第二例）（例許可一年五月九日第三種郵便物認可）
A（一）

社說

豫算編成に對する一管見

技術的に改善の餘地なきや

豫算編成に當つては、一年先きの歲出入現場を檢定することは、原來するも、相當に困難を伴ふものであるが、殊に昨年に見込差額を存する際と思ふ際に於ては、來年度に於ける經濟界の動向に關する財政計畫の如きは、一層愼重に考慮すべきものである。

一

昭和十四年度豫算は、總中十二年度發行豫算の關係を考慮したため多少日時が遲れたが、十六日から漸く各廳別につき豫算の說明會を始め、同會に於ては、來月上旬の說明を終り、同會後の決定を見ることになつた。先の閣議に於ては、一般會計歲出總額は、四十億圓を突破する一般の關心が特に强いわけである。

二

來年度への各廳局要求額は、四十億圓を突破すると傳へられてゐるが、この點に四億圓が全部新規要求としても、總計額に一億圓に垂んとする豫算額の世間としては必ずしも驚く程ではない。又從來の豫算の增加率に比べても、來年度の增加率は、從來すらもその程度の要求を繼續してゐるから、格別驚くに當らないかんとするところは、その內容如何であつたか、歲入に對し、各局部共長期戰の遂行に關する經費の增加は、如何によるとの一つだが、そこで本來好んで發行豫算にも、一般豫算上にも十四年度豫算編成の影響するところは大きく、之に關する一般の關心が特に强いわけである。

三

豫算は、近年、豫算財政方針が、從來"豫算局のための財政"といふ方から、新次財政方針の下に於ては、"財政のための豫算"なるべきものである。

現在豫算は總額膨脹方面の聲が多いが、來る豫算編成に當つては、單に要求額の增減のみならず、內容の檢討に重點を置くべきは勿論、從來の豫算の增加率の如きも、單に增加率のみを以て、豫算の增減を論ずるが如きは、愼まねばならぬ。

豫算は、單なる收支の計算ではない。豫算の內容は、政策の表現であり、國策の實行である。從つて豫算の增減は、政策の增減であり、國策の實行の增減である。

豫算の內容は、新規に要求する各局關係の歲出入現場を檢定することは、原來するも、相當に困難を伴ふものであるが、殊に昨年に見込差額を存する際と思ふ際に於ては、來年度に於ける經濟界の動向に關する財政計畫の如きは、一層愼重に考慮すべきは勿論、從來の豫算の增加率に比べても、來年度の增加率は、從來すらもその程度の要求を繼續してゐるから、格別驚くに當らないかんとするところは、その內容如何であつたか、歲入に對し、各局部共長期戰の遂行に關する經費の增加は、如何によるとの一つだが、そこで本來好んで發行豫算にも、一般豫算上にも十四年度豫算編成の影響するところは大きく、之に關する一般の關心が特に强いわけである。

二

來年度への各廳局要求額は、四十億圓を突破すると傳へられてゐるが、この點に四億圓が全部新規要求としても、總計額に一億圓に垂んとする豫算額の世間としては必ずしも驚く程ではない。又從來の豫算の增加率に比べても、來年度の增加率は、從來すらもその程度の要求を繼續してゐるから、格別驚くに當らないかんとするところは、その內容如何であつたか、歲入に對し、各局部共長期戰の遂行に關する經費の增加は、如何によるとの一つだが、そこで本來好んで發行豫算にも、一般豫算上にも十四年度豫算編成の影響するところは大きく、之に關する一般の關心が特に强いわけである。

三

豫算は、近年、豫算財政方針が、從來"豫算局のための財政"といふ方から、新次財政方針の下に於ては、"財政のための豫算"なるべきものである。

現在豫算は總額膨脹方面の聲が多いが、來る豫算編成に當つては、單に要求額の增減のみならず、內容の檢討に重點を置くべきは勿論、從來の豫算の增加率の如きも、單に增加率のみを以て、豫算の增減を論ずるが如きは、愼まねばならぬ。

豫算は、單なる收支の計算ではない。豫算の內容は、政策の表現であり、國策の實行である。從つて豫算の增減は、政策の增減であり、國策の實行の增減である。

對支中央機關に付き愈よ具體的協議開始

五相會議建設に邁進

【東京十七日發同盟】支那事變處理の重要諸方策については十六日の閣議でその最高方針を決定漢口攻略を中心とする諸情勢に對應すべき帝國政府の方針は本極りとなるに至つたので五相會議は次回より愈々この最高方針に基いて帝國の對支經營の中樞機關となるべき對支中央機關の組織機能等について具體的協議を開始する段取となり今後の長期建設に備へて至急成案を急ぐ模樣である

【東京十七日發同盟】過般死去した若松陸相の後任には十七日左の如く發表された

陸軍次官 梅津美治郎
軍務局長 阿南惟幾
人事局長 富永恭次
兵務局長 田中隆吉
軍事課長 岩畔豪雄
陸相秘書官 眞田中佐任命 七日發令

【東京十七日發同盟】山西省當局は敵軍を破つた○○戰線には同地駐在の友軍勇將を派して○○戰線に當らしめ又○○戰線には○○地區に對し十六日より○○○

資金調整法の改正
並に標準の運用内規改正
（下）　總督府 財務局發表

（三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ロ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（イ）第一種事業ニ關スルモノ

（ロ）第二種事業ニ關スルモノ

（ハ）第三種事業ニ關スルモノ

（ニ）第四種事業ニ關スルモノ

（ホ）第五種事業ニ關スルモノ

（ヘ）第六種事業ニ關スルモノ

（ト）第七種事業ニ關スルモノ

（チ）第八種事業ニ關スルモノ

（リ）第九種事業ニ關スルモノ

（ヌ）第十種事業ニ關スルモノ

（ル）第十一種事業ニ關スルモノ

（ヲ）第十二種事業ニ關スルモノ

（ワ）第十三種事業ニ關スルモノ

（カ）第十四種事業ニ關スルモノ

（ヨ）第十五種事業ニ關スルモノ

（タ）第十六種事業ニ關スルモノ

（レ）第十七種事業ニ關スルモノ

（ソ）第十八種事業ニ關スルモノ

（ツ）第十九種事業ニ關スルモノ

（ネ）第二十種事業ニ關スルモノ

（ナ）第二十一種事業ニ關スルモノ

（ラ）第二十二種事業ニ關スルモノ

（ム）第二十三種事業ニ關スルモノ

（ウ）第二十四種事業ニ關スルモノ

（ヰ）第二十五種事業ニ關スルモノ

（ノ）第二十六種事業ニ關スルモノ

（オ）第二十七種事業ニ關スルモノ

（ク）第二十八種事業ニ關スルモノ

（ヤ）第二十九種事業ニ關スルモノ

（マ）第三十種事業ニ關スルモノ

（ケ）第三十一種事業ニ關スルモノ

（フ）第三十二種事業ニ關スルモノ

（コ）第三十三種事業ニ關スルモノ

（エ）第三十四種事業ニ關スルモノ

（テ）第三十五種事業ニ關スルモノ

（ア）第三十六種事業ニ關スルモノ

（キ）第三十七種事業ニ關スルモノ

（ユ）第三十八種事業ニ關スルモノ

（メ）第三十九種事業ニ關スルモノ

（ミ）第四十種事業ニ關スルモノ

（シ）第四十一種事業ニ關スルモノ

（ヱ）第四十二種事業ニ關スルモノ

（ヒ）第四十三種事業ニ關スルモノ

（モ）第四十四種事業ニ關スルモノ

（セ）第四十五種事業ニ關スルモノ

（ス）第四十六種事業ニ關スルモノ

（ン）第四十七種事業ニ關スルモノ

（四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ハ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ニ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ホ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ヘ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ト）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（チ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（リ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ヌ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ル）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ヲ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ワ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（カ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ヨ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（タ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（レ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ソ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ツ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ネ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ナ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ラ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ム）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ウ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ヰ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ノ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（オ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ク）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（三十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ヤ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（三十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（マ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（三十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ケ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（三十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（フ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（三十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（コ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（三十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（エ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（三十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（テ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（三十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ア）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（三十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（キ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（三十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ユ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（四十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（メ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（四十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ミ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（四十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（シ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（四十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ヱ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（四十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ヒ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（四十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（モ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（四十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（セ）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（四十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ス）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（四十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（四十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（五十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（五十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（五十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（五十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（五十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（五十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（五十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（五十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（五十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（五十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（六十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（六十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（六十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（六十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（六十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（六十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（六十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（六十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（六十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（六十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（七十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（七十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（七十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（七十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（七十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（七十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（七十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（七十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（七十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（七十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（八十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（八十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（八十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（八十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（八十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（八十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（八十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（八十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（八十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（八十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（九十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（九十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（九十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（九十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（九十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（九十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（九十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（九十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（九十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（九十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百二十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百二十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百二十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百二十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百二十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百二十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百二十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百二十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百二十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百二十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百三十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百三十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百三十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百三十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百三十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百三十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百三十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百三十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百三十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百三十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百四十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百四十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百四十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百四十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百四十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百四十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百四十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百四十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百四十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百四十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百五十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百五十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百五十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百五十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百五十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百五十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百五十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百五十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百五十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百五十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百六十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百六十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百六十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百六十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百六十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百六十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百六十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百六十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百六十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百六十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百七十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百七十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百七十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百七十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百七十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百七十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百七十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百七十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百七十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百七十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百八十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百八十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百八十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百八十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百八十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百八十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百八十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百八十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百八十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百八十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百九十）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百九十一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百九十二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百九十三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百九十四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百九十五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百九十六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百九十七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百九十八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（百九十九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二百）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二百一）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二百二）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二百三）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二百四）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二百五）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二百六）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二百七）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二百八）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（ン）ニ規定スル事業ニ關スル事項ニ付テハ左ノ標準ニ依ルコト

（二百九）別冊第四號第二十一條第一項第一號ノ二ノ（

(第三種郵便物認可)　昭和十三年八月十八日（水曜日）　臺灣日日新報　第一万三千七百九十八號　(三)

宇宙は廻轉してゐる

米國太平洋岸科學振興會議に於けるプラスケット教授の報告

天文学的に云へば、われわれは、さしづめ大都會の住人と云つたところだ。われわれの太陽がその一員たる銀河系は、今日天文学者に知られてゐる限りで最大のものである。これ以外の星雲はどれもずつと形が小さく、ただ有名なアンドロメダの螺旋星雲だけがわれわれの銀河系と略等しい大きさを有つてゐるに過ぎない。

われわれの銀河系の大きさに關する觀測は時代と共に成長して來た。嘗て二十八世紀にハルシユルは宇宙の廣がり六、〇〇〇光年の距離と、一〇〇光年の隔みを有つに過ぎないと考へた。しかるに最近の計測によると、二〇〇、〇〇〇光年の、しわたしと、五、〇〇〇、〇〇〇光年の隔みをもつものとされてゐる。

この測定は星からやつてくる光の色を分析することによつて實現されたものであるが、それは銀河系全體の廻轉速度を基本とする新しい方法による結果と全く一致するものである。

△　▽

銀河系の大體の形は、多くの星と星雲から成る巨大な凸レンズで、この星の凸レンズは直徑が約一〇〇、〇〇〇光年、そして厚みは凸レンズの線のところでは約六、〇〇〇光年、それから中心に近づくに從つて恐らく一〇、〇〇〇光年まで增えてゐる。中心では、その他の銀河系と同樣に多分二五、〇〇〇光年或はそれ以上の厚みをもつて球狀に膨んでゐるであらう。

しかるに一方、この中心点では星の密度は全體に少くなり、そこでは二五、〇〇〇光年ノ距離の間に凸鏡の面をよく見ると、われわれは、まるで凹鏡の底から覗むやうにして、星が散らばつてゐるものとは見はれる。

△　▽

われわれの銀河系が凸鏡狀に造られ、またその形を維持してゐるのは、その全體が互に相引くものであるといふことについては全然疑を挿む餘地がない。かかる廻轉の狀態は、銀河系内の星やその外の天體の運動によつても十分證明されるし、また廻轉そのものは凡ゆる觀測事實の要求的性質であるといふことからの觀測によつても

★中學生の科學★

海の奇聞（中）

海坊主、海猫、海狸など

海の奇聞として、「海坊主」の傳說などが最先に現はれる。これは地方に依つては「船幽靈」と呼んでゐるが、その正體はどんなものか、科學的には明瞭な解答が與へられてゐない。傳說に依れば全身長つ黒な大人程で、キラ〳〵光る大きな眼玉、口はガラクの口ばしのやうに尖つてゐるといふが、果してこんな動物があるものかどうか。

×　×

科学者はこれに對してどんな解釋をしてゐるか——人に依つては海坊主は潮間に現る海蛇の發光體だと解釋してゐるが、これは間違へたものではないかといつてゐる。傳說に依れば全身長つ黒な大人程で、キラ〳〵光る大きな眼玉、口はガラクの口ばしのやうに尖つてゐるといふが、果してこんな動物があるものかどうか。

×　×

海猫は鵜科の鳥である。名だけ聞くと恐ろしげであるが、實は我國では天然記念物に指定されてゐる珍鳥、喙が鵜に似てゐるといふのである。

×　×

海の怪物といふ名のあるのを並べて見ると、海猫、海坊主、海狸、海豹など、海豹は海狸、海猫などといふのがある。變つた名前のものでは、紅葉鮒の一種である海楽鰯、スヌキの鰯などは海たなごとかある

×　×

海豹は四面海で棲まれてゐるために、海に對する知識を持つてゐるといふ點で、中世の日本の文学を見ると、海の怪物として多く記されてゐるのはどうしたことであらうか。それゆゑに海坊主でもあるとか、船幽靈であるとか、さうした傳說が多い關人の頭に浮んでくるのである。かうした海坊主の形と見たのであらう

×　×

わが國は四面海で圍まれてゐるために、海に對する知識を持つことは必要であるのに、中世の日本の文学を見ると、海の怪物として多く記されてゐるのはどうしたことであらうか。それゆゑに海坊主でもあるとか、船幽靈であるとか、さうした傳說が多い關人の頭に浮んでくるのである。かうした海坊主の形と見たのであらう

×　×

海の怪物といふ名のあるのを並べて見ると、海猫、海坊主、海狸、海豹など、海豹は海狸、海猫などといふのがある。變つた名前のものでは、紅葉鮒の一種である海楽鰯、スヌキの鰯などは海たなごとかある

×　×

海猫は鵜科の鳥である。名だけ聞くと恐ろしげであるが、實は我國では天然記念物に指定されてゐる珍鳥、喙が鵜に似てゐるといふのである。